

上越市へのU・Iターンに関する主な支援制度の紹介



支援制度紹介ページ

【注意】 下記に記載しているのは**主な要件のみ**です。
詳しい補助要件を確認したい方は、右記二次元コードから市ホームページをご確認ください。

1 東京圏から上越市へのU・Iターンを応援 【移住・就業支援金】

主な支援対象者	支援額
5年以上東京23区に在住、又は通勤していた人で、上越市へ転入して就職・起業した次のいずれかに該当する人 ・新潟企業情報ナビ掲載の法人に就業した人 ・新潟県起業支援金（地域課題解決枠）の交付決定を受けた人 ・転入後も業務をテレワークで続ける人 ・上越市関係人口への特認に該当する人 など	・2人以上の世帯：100万円 ・単身世帯：60万円 ≪加算額≫ ・若者（18歳以上40歳未満）加算：一律10万円 ・子育て加算：18歳未満の子※の人数×100万円 ※…申請日が属する年度の4月1日時点における年齢

2 賃貸住宅の家賃を応援

主な補助対象者	補助上限額
転入から1年以内に就職した人	【就労促進家賃補助金】 ・主たる事業所が上越市内にある中小企業等へ就職した人 ：月額1万円（補助率1/2・最長12か月） ・上記のうち、医療、福祉、建設業の分野の企業等へ就職した人 ：月額2万円（補助率1/2・最長12か月） 【移住定住応援家賃補助金】 ・上記以外で、転入後1年以内に就職した50歳未満の人 ：月額1万円（補助率1/2・最長12か月）
転入から1年以内に市内に主たる事務所を設けた50歳未満の個人事業主等	【移住定住応援家賃補助金】 ・月額2万円（補助率1/2・最長12か月）
本市に転入し、独立・自営就農または農業法人等に就業していから3年以内で満50歳未満の人（中山間地域においては満61歳未満の人）	【新規就農者住居費補助金】 ・月額2万円（補助率1/2・最長12か月） （独立・自営就農者は最長24か月）

3 住宅の取得を応援 【移住定住応援住宅取得費補助金】

主な補助対象者	補助上限額
・上越市に転入前で、これから住宅を取得する人 ・転入から3年以内に住宅を取得する50歳未満の人 ・住宅取得後1年以内に転入する50歳未満の人	・新築、建売住宅の購入：40万円（定額） ・中古住宅の購入：20万円（定額） ≪加算額≫ ・子育て世帯※ ¹ 、中山間地域移住者：各10万円 ・県特認世帯※ ² ：最大20万円（中古住宅を購入する場合） ※1…18歳到達後の最初の3月31日までの子のいる世帯（妊婦のいる世帯を含む） ※2…子育て世帯、または県外からの転入世帯

4 住宅のリフォームを応援

主な補助対象者	補助上限額
<ul style="list-style-type: none"> ・転入に伴い購入した空き家をリフォームする人 ・転入又は市内転居に伴い自身や親等の生家をリフォームする人 	<p>【空き家定住促進利活用補助金】 【定住促進生家等利活用補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50万円（補助率1/3） <p>《加算額》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯^{※1}、県外からの移住者、市が定める誘導重点区域内への移住者：各10万円 ・誘導重点区域内の空き家で公共下水道への接続工事を行う人：30万円（補助率1/3） ・新潟県空き家利活用支援事業の対象者^{※2}：最大55万円 <p>※1…18歳到達後の最初の3月31日までの子のいる世帯（妊婦のいる世帯を含む）</p> <p>※2…子育て世帯、または県外からの移住者</p>

5 サテライトオフィスの開設等を応援

(1) サテライトオフィス等家賃補助金

主な補助対象者	補助対象経費	補助限度額
市内に新たにオフィスを開設する情報通信関連等事業（注）	・オフィスの家賃	・年額120万円（3年間） （補助率1/2）

(2) サテライトオフィス等リフォーム等補助金

主な補助対象者	補助対象経費	補助限度額
市内に新たにオフィスを開設する市外の情報通信関連等事業（注）	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスの建築・購入費 ・オフィスのリフォーム費（改装及び改築に関する経費（設計費含む）） 	・年額200万円 （補助率2/3）

(3) サテライトオフィス等視察費用補助金

主な補助対象者	補助対象経費	補助限度額
市内に新たにオフィスの開設を検討する市外の情報通信関連等事業（注）	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊費（夕食費を除く）及び施設使用料 ・交通費（公共交通機関の運賃、現地のレンタカー代等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊費等：1人当たり10,000円/1泊（1事業者当たり2人まで、補助率10/10） ・交通費：1事業者当たり50,000円まで（補助率10/10）

（注）開設するサテライトオフィス等で行う事業が下記に該当すること。

- ① 通信業 ② 情報サービス業 ③ インターネット附随サービス業 ④ 映像情報制作・配給業
 ⑤ デザイン業 ⑥ 広告業（インターネット広告業に限る） ⑦ 通信販売・訪問販売小売業（インターネット販売小売業に限る）
 ⑧ コールセンター業 など

・なお、起業・創業でオフィスを市内に開設する場合は、補助金交付申請時において、市外から転入して1年以内の方の起業・創業に限ります。（(1)家賃補助金、(2)リフォーム等補助金が対象）



お問い合わせ先 上越市ふるさと暮らし支援センター（上越市 多文化共生課内）
 〒943-8601 上越市木田1-1-3（☎025-520-5674）